

令和7年度

高槻市残骨灰処理業務委託

仕様書

高槻市市民生活環境部斎園課

1 業務名称

令和7年度高槻市残骨灰処理業務委託

2 業務概要

高槻市立葬祭センター火葬場に保管されている残骨灰及び、高槻市公園墓地敷地内にある残骨塚に埋蔵されている残骨灰を委託期限内に収集し、受注者の処理施設に運搬したうえで、粉碎及び選別作業を行い、残骨灰を残骨と残灰等に選別し減容化する。選別後、残骨は残骨塚に再度埋蔵し、残灰等については適正に無害化処理を行う。

また残骨灰等から発生した有価物を精錬のうえ、本市に返還する。

本業務を行うにおいては故人の尊厳の尊重を第一義とし、業務全体を通じて残骨灰を丁重に取り扱うこと。

3 用語の定義

(1) 残骨灰

火葬により生じた焼骨（遺骨）及び遺灰のうち、遺族等が収集したあとに残ったお骨、灰（集じん灰を含む）、金属類、副葬品等をいう。本市では残骨灰を宗教的感情の対象として取り扱っているため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物に該当しない。

(2) 残骨

残骨灰に含まれるお骨をいう。

(3) 残灰等

残骨灰のうち、残骨以外のものをいう。

(4) 減容化

残骨灰を残骨と残灰等に分別し、残骨を粉碎すること。

(5) 残骨塚

高槻市公園墓地敷地内に設けている埋蔵施設。減容化等実施前の残骨灰を埋蔵しており、減容化等実施後の残骨を再度埋蔵する場所。

4 委託期限

(1) 残骨塚及び火葬場保管場所からの収集期限

令和7年10月15日（水）

(2) 残骨塚への埋蔵期限

令和8年3月下旬

※令和8年3月14日～3月23日は公園墓地内での作業はできない。

5 減容化の対象とする残骨灰

(1) 数量

①火葬場に保管されている残骨灰

(※令和6年12月から令和7年9月30日までの間に発生した分)

約8トン見込

②残骨塚に埋蔵されている残骨灰

約132トン見込

①+②=140トン見込※概算であるため、実際の重量とは異なる場合がある。

(2) 態様

①収集日までに発生し火葬場に保管されている残骨灰

ある程度まで粉砕のうえ、袋に入れた状態で火葬場に保管されている。

②残骨塚に埋蔵されている残骨灰

袋から出して直接残骨塚に埋蔵されている。毎年埋蔵時に整地作業を実施しているため、踏み固められている状態。水分と混じり石灰化している部分があることが想定される。参考に令和6年度に残骨灰を一部採取して測定した重金属測定分析結果を以下に掲載する。

測定分析結果(残灰) 採取日:令和7年1月8日

測定項目	単位	分析結果	判定基準
水銀又はその化合物	mg/L	0.0005 未満	0.005
アルギル水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	検出されないこと
カドミウム又はその化合物	mg/L	0.001 未満	0.3
鉛又はその化合物	mg/L	0.001 未満	0.3
六価クロム化合物	mg/L	1.6	1.5
砒素又はその化合物	mg/L	0.005 未満	0.3
セレン又はその化合物	mg/L	0.03 未満	0.3

※判定基準については特定有害産業廃棄物における有害物質の判定基準

※火葬場は特別管理産業廃棄物の対象施設ではないが、参考として判定基準を掲載

6 作業内容(積算については別紙資料を参照のこと)

業務は以下の工程により実施すること。なお各工程においては、それぞれに掲げる条件(破線囲み内)を遵守するとともに、「10 業務全体を通じた留意事項」についても遵守すること。

(1) 搬出・運搬作業

以下の日時・場所において、減容化の対象とする残骨灰を搬出・運搬する。なお受託者の搬出方法により必要であると認める場合は、事前協議のうえ、高槻市立葬祭センタ

一、高槻市公園墓地の運営に支障がない限りにおいて機器の設置、使用等を認める。

ア 作業日時

- ・残骨塚に埋蔵されている残骨灰の搬出及び残骨の返還

公園墓地の作業禁止期間を避け、事前に協議の上決定する。

(作業時間は9時から17時の間。公園墓地の作業禁止期間は令和7年8月9日～8月17日、9月17日～26日、令和8年3月14日～3月23日)

- ・火葬場に保管されている残骨灰の搬出

事前に協議のうえで決定する。(可能な限り繁忙期を避け、友引等で調整)

イ 作業場所

高槻市公園墓地内残骨塚・高槻市立葬祭センター火葬場

- ・火葬場残骨灰保管庫付近は道路幅が狭く、搬出時大きな車両は入ることができない。
- ・作業に伴う施設の改造等は認められない。また施設を損傷しないよう作業すること。
- ・作業に必要な許可等がある場合は、受託者において取得のうえ作業に当たること。
- ・残骨塚における作業中は、周囲を囲むフェンスにシートを被せる等による目隠しを設置し、内部の様子が外から見えないようにすること。
- ・搬出時に粉塵が舞う場合は、防塵マスク等を着用の上作業するとともに、粉塵が周辺に飛散しないよう必要な措置をとること。
- ・搬出時に水分が滴下する場合は、敷地や道路等に漏出しないよう必要な措置をとること。
- ・残骨灰と水を分別する場合は、受託者の責任において水を処理すること。
- ・残骨塚内部に入る際は、酸素欠乏対策等必要な措置を講じたうえで作業すること。
- ・作業は必ず複数人で行い、状況に応じて適切な安全衛生対策を講じること。
- ・運搬中は、積載した残骨灰が飛散しないよう細心の注意を払いながら走行することとし、万が一交通事故が発生しても、残骨灰が散乱しないような対策を講じておくこと。
- ・搬送先の施設は高槻市から150キロ圏内が望ましいが、それ以上の距離になる場合は、最低でも1回は積荷の状況を確認し、飛散防止対策に緩みが生じないようにすること。
- ・搬送に当たり、積替作業を行う場合は、残骨塚周辺のスペースで行うこと。

(2) 減容化作業

以下の作業を、受託者の設備を使用し、設備に適した順序で実施すること。

ア 選別作業

残骨灰を残骨、残灰等に精緻に選別する。

イ 有害化学物質除去等

残骨から有害化学物質の除去等を可能な限り行う。

ウ 粉砕作業

残骨を粉砕し、減容化する。

- ・本市から搬出した残骨灰は、施錠可能な屋内の保管区域で保管すること。
- ・保管及び作業において、残骨灰が飛散又は流出しないよう適切に取り扱うこと。
- ・作業時に粉塵が舞う場合は、防塵マスク等を着用するなど、状況に応じて適切な安全衛生対策を講じること。
- ・本作業を行う施設においては、各環境法令を遵守し、適切な環境対策を講じること。
- ・同じ施設を使用し、他の火葬場の残骨灰について類似の業務を行っている場合やその他物品を取り扱っている場合は、本市の残骨灰と絶対に混ざらないようにすること。

(3) 残骨灰の有害物質除去等作業

ア 残灰の有害物質除去等

故人の尊厳を尊重しつつ、「平成22年7月29日付 健衛発0729第1号 厚生労働省健康局生活衛生課長通知」に従い、生活環境保全上支障が出ないよう適切に対応すること。

イ 廃棄物の処分

剥がれ落ちた炉材や副葬品、搬出する際に残骨灰が入っていた袋等は、受託者の事業活動から発生した廃棄物として適正に処分すること。

ウ その他

その他、上のア～イ以外に発生するものは、各種法令に則り、リサイクル可能なものはリサイクルする等、環境に配慮しつつ適正に処理すること。

(4) 残骨の返還

返還前に、残骨に含まれる有害化学物質（上記5参照）測定し報告すること。測定方法は、有害化学物質は「昭和48年 環境庁告示 第13号」に準拠すること。

報告の後、残骨の返還日時及び返還量（重量及び容量）並びに埋蔵方法を本市と調整したうえで、本市が指定する場所に本市が指定する状態で返還すること。

- ・返還作業は9時から17時の間の日中に実施すること。
- ・本市と事前に調整のうえ、本市職員の立会が可能な日時に実施すること。
- ・残骨は乾燥した状態で返還すること。
- ・作業時には粉塵が舞うことが予想されるため、防塵マスク等を着用のうえ作業するなど適切な安全衛生対策を講じること。
- ・返還時、他の火葬場の残骨が絶対に混ざらないようにすること。
- ・令和8年3月14日～3月23日の間は作業ができない。

(5) 本市に返還する有価物

金・銀・プラチナ・パラジウムとし、金及び銀は純度99.99%以上、プラチナ及びパラジウムは純度99.95%以上に精錬し、かつ純分認証極印（ホールマーク）を打刻した、売却可能な地金の状態で返還すること。ただし、打刻が困難である場合は、本市の承諾を得

た、それに代わる証明書を添付すること。

精錬作業にかかる費用については、本市へ返還する有価物から相殺することとするが、事前に精錬作業に係る単価について、本市の承認を得たうえで行うこと。なお、有価物から相殺する順番については、プラチナ、銀、パラジウム、金の順とする。

7 提出書類

各時点で提出する書類は【別紙】「提出書類一覧」のとおり。遺漏なく、遅滞なく提出すること。

8 支払い方法

本業務の委託料は本市への残骨及び有価物の返還等が全て完了し、本市の完了検査に合格したのち、請求できるものとする。本市は、適正な請求を受けてから30日以内に委託料を支払う。

9 契約の解除

本市は、契約書に定める事項の他、受託者が以下の各号に該当する行為を行ったときは契約を解除することができる。この場合、受託者は本市に対し、何らの損害賠償を求めることはできない。

(1) 受託者が本仕様書及び契約書に定める事項に違反し、業務を委託し続けることが不相当であると本市が認める場合

(2) 受託者が、本業務を履行するに当たって遵守すべき法令等に違反した場合

(3) 受託者の責めに帰すべき事由により、業務開始日に本業務を開始できない場合

(4) 受託者の責めに帰すべき事由により、本業務を履行期限までに履行できないことが明らかになった場合

(5) 返還された残骨が高槻市立葬祭センターで発生した残骨ではないことが判明した場合

10 業務全体を通じた留意事項

(1) 高槻市立葬祭センター及び残骨塚での作業日は事前に調整の上決定する。

(2) 本業務を履行するに当たっては、本業務に関連する法令、条例及び規則等を遵守すること。また、必要となる届出等は、受託者が遺漏なく行うこととし、その費用もすべて受託者が負担すること。

(3) 受託者は従事者への安全衛生対策を万全にすること。事故等が生じた場合、本市は一切の責任を負わない。

(4) 本業務に必要な備品、機材、機材の稼働に要する電源、用具類はすべて受託者が準備すること。なお、水道の使用については、事前協議のうえ認める場合がある。

(5) 本市は、受託者への事前連絡なしに減容化等を行う施設を視察する場合がある。ま

た、必要が生じた場合、受託者の業務履行への立会いや事務所への立入検査の実施、業務の履行状況等について書面による報告を求める場合がある。いずれの場合も受託者は正当な理由なく拒むことはできない。

(6)本業務を履行するにおいて受託者が知った、残骨塚の位置、構造、運用方法等について、受託者は秘密保持義務を負う。

(7)本仕様書及び契約書に記載の事項の解釈について疑義が生じた場合は、本市の解釈による。

(8)本仕様書及び契約書に定めのない事項については、その都度、受託者と本市の間で協議するものとする。

(9)処理見込量の増減や、本市が想定する数値と実測値に乖離がある場合であっても委託料の変更は行わない。

1 1 担当部署

〒569-0067

高槻市桃園町2番1号

高槻市市民生活環境部 斎園課

電話：072-674-7192